

相談で解決しよう

納税の困りごと

税金は、市の公共サービスに欠かせない貴重な財源で、社会を支える会費のようなものです。納期限が定められており、多くの市民の皆さんは、納期限までに納付していただいています。さまざまな事情により、期限までに納付できない方もいます。

市は、電話や窓口での相談はもちろん、「昼間は仕事などの理由で相談できない」といった方のために、毎月最終の木曜日と日曜日に、夜間・休日相談窓口を設けて、相談を受けています。

今月号は、多く寄せられる問い合わせの内容を紹介します。

問合先 市税務課納税グループ

納期限を過ぎても納付書は使えるの？

ご利用いただけます。ただし、コンビニエンスストアで納付できる期間には限りがあります。また、延滞金が発生した場合は、延滞金の納付書を後日発送します。延滞金を一度に納付できない場合は、ご相談ください



督促状、催告といった文書が来たんだけど…

どちらも納期限までに完納されなかった場合に発送されるものです。督促状は、納期限後、一定期間内に発送するものと定められています。文書が届いた場合は、完納までの道筋をお聞かせください



自主的な納付に向けて

市は、できるだけ自主的に納付していただくため、相談窓口を開設しています。相談もなく滞納される方には、差押えを行います。納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

毎月の夜間・休日相談窓口の日程は、折り込みの『いきいきナビ』で確認してください。

支払いが大変なので、分割にしてほしい

皆さんルールに基づいて納期限までに納付されています。原則、分割納付はできません。なお、突発的な事情で、納付する予定だったお金が無くなった際は、ご相談ください



夜間窓口の増設

12月は、納税強化月間と位置付けており、夜間相談窓口を増設します。

12月納税強化月間の夜間窓口

日程	時間	区分	担当窓口	窓口番号
12月12日(火) 13日(水) 14日(木)	午後5時30分 ～8時	市税	市税務課納税グループ	14番
		国民健康保険料	市国保医療助成課	7番
		後期高齢者医療保険料	保険料収納グループ	
		介護保険料	市高齢介護課介護保険グループ	5番
		市営住宅使用料	市建築課住宅管理係	19番
		水道・下水道料金	市業務課給水営業係	水道庁舎3階
		保育料・給食費	市教委保育幼稚園係	12番